

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

1 条例の基本事項

条例の名称	障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例		
担当課（室）	障害福祉課	公布日	平成26年3月26日
報告の根拠	第25条 年次報告		

2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

(1) 条例の概要・施策体系図

目的 (第1条)	障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人の尊厳及び権利が尊重され、住みなれた地域で社会を構成する一員として共に歩み幸せに暮らすことができる社会の実現に寄与する。		
1 定義 (第2条)			
《障害のある人とは》 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病）その他の心身の機能障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。 ※障害者手帳の有無は問わない		《差別とは》 ・障害を理由として障害のない人と不当な差別的扱いをすることにより、障害のある人の権利利益侵害すること ・社会的障壁の除去の実施について合理的配慮をしないこと	
2 基本理念 (第3条)			
《第1項》 全ての障害のある人が、障害のない人と等しく基本的権利を享受する個人としての尊厳が重んじられ、障害のない人と同等の権利を有し、社会の様々な分野に参加できることを旨として行わなければならない。	《第2項》 誰もが障害を有することとなる可能性があること及び障害は障害のない人も含めた全ての人に関係する問題であることが認識され、差別を生む背景にある誤解、偏見その他の理解不足が解消されるよう、障害のある人と障害のない人が共に学び合い協力していくことを旨として行わなければならない。	《第3項》 差別する側と差別される側とに分けて相手側を一方的に非難し制裁を加えようとするものであってはならない。	
3 県の役割、県民等の役割 (第4条～第9条)			
<u>何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない</u>			
県の役割		県民及び事業者の役割	
・差別を解消するための施策を総合的に策定し、実施する。 ・市町村と連携し、情報提供及び技術的な支援に努める。 ・財政上の措置を講ずるよう努める。 ・普及啓発のための広報活動を行う。 ・各分野において特に配慮すべき事項を定める。		・障害のある人の社会参加の支援に努める。 ・障害についての理解を深め、差別の解消及び施策への協力に努める。 ・障害のある人等が周囲の人に気兼ねなく支援を求められる社会環境の実現に努める。 ・障害のある人も、周囲の理解が得られるよう努める。 ・各分野において特に配慮すべき事項を遵守する。	

4 相談及び紛争解決のための仕組み（第10条から第17条）

(1) 相談窓口の設置

名 称：茨城県障害者差別相談室

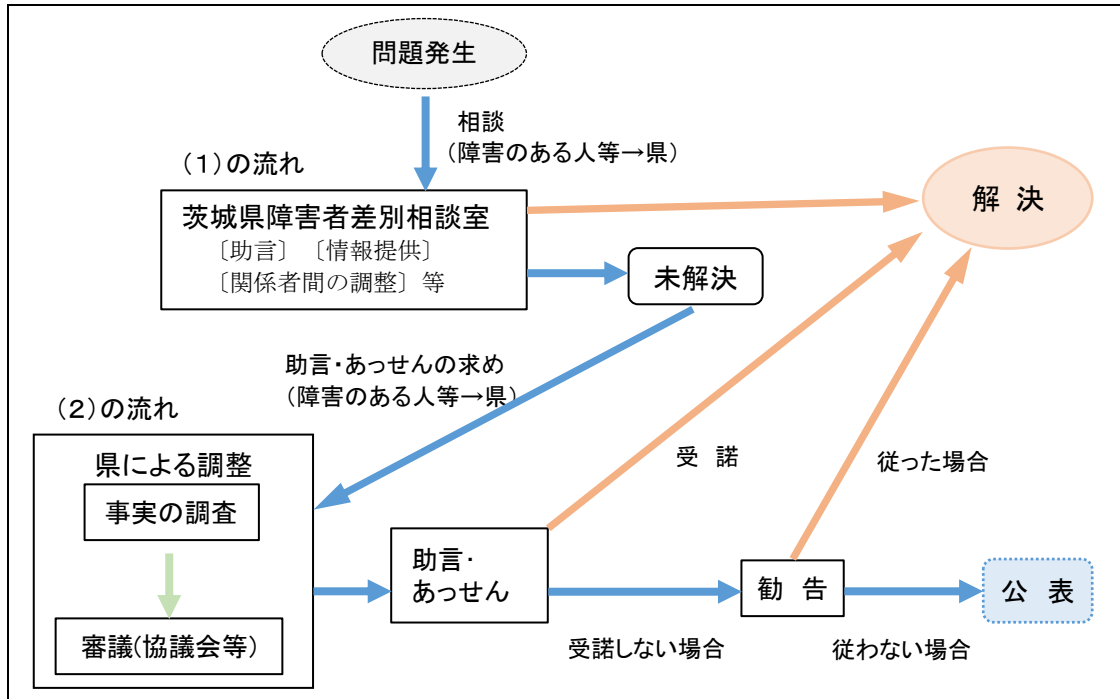
設置場所：セキショウ・ウェルビーイング福祉会館（県総合福会館）2階

相談時間：月～金（祝・年末年始除く）午前9時～午後5時

方 法：電話、FAX、Eメール、来所など

(2) 助言・あっせん

(1) では解決しなかった場合、県が助言やあっせんを行う。



5 協議会の設置（第18条から第24条）

名 称：茨城県障害者差別解消支援協議会

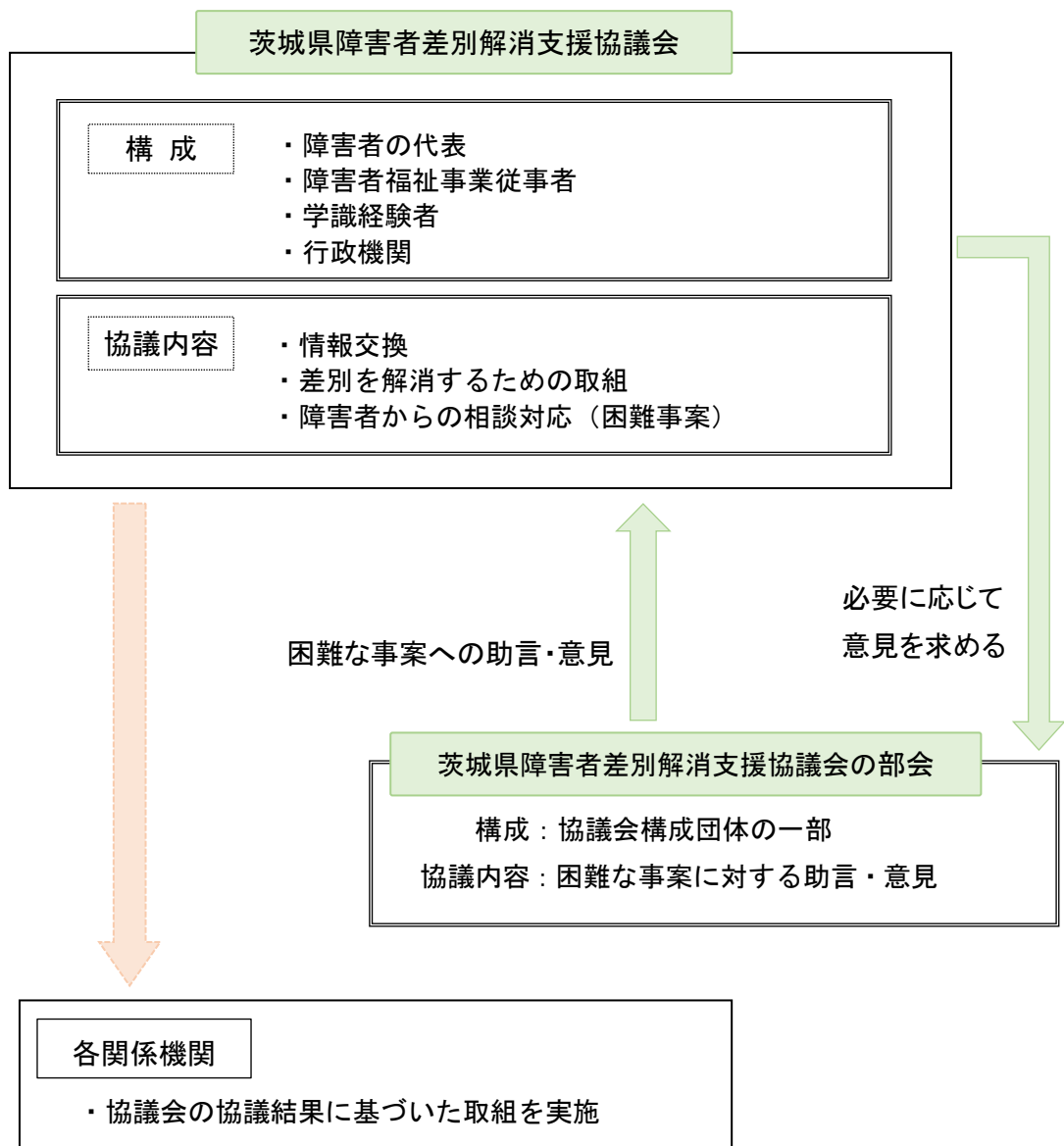
協議事項：医療、介護、教育その他の関連分野の関係機関等により構成され、相談事例を踏まえた差別を解消するための取組を協議。

※次ページ（2）推進体制を参照

(2) 推進体制

○名称:茨城県障害者差別解消支援協議会(第18条~24条)

関係者間の情報交換や取組みの検討を行うために、協議会を設置。



(3) 条例制定後の主な取組

1 相談窓口の設置

名 称： 茨城県障害者差別相談室

実施主体： 県（茨城県手をつなぐ育成会に委託）

事業開始： 平成27年4月1日

場 所： セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 2階

相談員： 3名体制

相談時間： 午前9時～午後5時（月曜～金曜 祝日・年末年始を除く）

事業内容： 電話、来所等による相談への対応

必要な助言及び情報提供や関係者間の調整

企業・団体等に対する普及啓発等の取組

2 普及啓発活動

(1) 事業者への周知

県内の各市町村商工会、公共交通関係団体、大学・専門学校等の教育機関等へ、合理的配慮について記載された障害者権利条例リーフレット等を配布。

R7年度は、事業者向けメールマガジン（産業戦略部）、中小企業支援施策ガイドブック掲載にて障害者差別解消法の改正内容と相談先を周知。

(2) 差別相談事例集の作成・配布

差別相談事例集を作成し、障害者差別相談室や関係団体、事業者への訪問時に配布。条例に関する研修や出前講座等において、参加者へ配布し講義で活用。

(3) マスメディアへの掲載

○新聞広告

障害者週間に合わせ、新聞6紙（朝日・毎日・産経・日経・東京・茨城新聞）へ広告を掲載。

○各種 SNS

県 X（旧 twitter）や、Yahoo! 暮らし等へ定期的に条例概要等について掲載。

(4) 市町村担当職員等研修会

障害者差別相談室と連携し、市町村担当職員を対象に研修会を開催。

(5) 県政出前講座

障害者差別相談室と連携し、医療機関や事業者向けに出前講座を実施（講師派遣）。

(6) スポーツチームとの連携

Jリーグの水戸ホーリーホック、鹿島アントラーズ及びBリーグの茨城ロボッツと連携し、ホームゲームにてPR活動を実施。

(7) ガイドラインの作成

「日常生活、雇用及び労働をはじめとする事業活動その他各分野において特に配慮すべき事項」（ガイドライン）を策定し、関係団体へ周知するとともに、HPに掲載。

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

(1) 市町村との連携【第6条】

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施 状況及び成果】 市町村との 連携	県	(1) 市町村担当職員研修会 ・市町村担当職員を対象に研修会を開催。 ・県障害者差別相談室と連携し、障害者権利条例の概要、県の取組等を説明し、市町村への情報提供及び技術的支援を実施。 (2) 県政出前講座 ・市町村の新任職員研修等への講師派遣 ・講師：県障害者差別相談室の相談員派遣件数：8件（R7）	505千円 （報償費364、 旅費141）
【今後の取組】 市町村との 連携	県	(1) 市町村担当職員研修会 ・市町村担当職員を対象に、引き続き、講義動画配信形式で開催を予定。 ・県障害者差別相談室と連携し、障害者権利条例及び改正差別解消法の概要等の情報提供を行う。 (2) 県政出前講座 ・引き続き、市町村職員向け研修会等へ講師を派遣し、合理的配慮の提供事例等を紹介する。	505千円 （報償費364、 旅費141）

(2) 啓発活動【第8条】

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
<p>【前年度の実施状況及び成果】 広報啓発活動</p>	県	<p>(1) 事業者への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内各市町村商工会、公共交通関係団体、大学・専門学校等の教育機関等へ、国の相談窓口開設の周知に併せ、合理的配慮の義務化を周知するチラシを配布。 <p>(2) 差別相談事例集の配布</p> <ul style="list-style-type: none"> 県障害者差別相談室や関係団体、事業者への訪問・講師派遣時に配布。 <p>(3) 新聞広告の掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> 例年、障害者週間（12/3～12/9）に合わせ実施。 R7年度は6紙へ掲載。 <p>(4) SNSへの投稿</p> <ul style="list-style-type: none"> R7年度は県X（旧twitter）により条例と法改正の周知啓発を定期的（月1回）実施。 <p>(5) スポーツチームとの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> Jリーグの水戸ホーリーホック、鹿島アントラーズ及びBリーグの茨城ロボッツと連携し、R4年度よりホームゲームにてPR活動実施。 来場者へ相談事例集の配布、会場で障害者権利条例周知のアナウンスを実施。 	<p>1,927千円 (印刷製本費1,140、広告料787)</p>
<p>【今後の取組】 広報啓発活動</p>	県	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、市町村や関係機関と連携し、上記（1）～（5）の取組を継続する。 障害者差別解消法の改正を踏まえ、事業者の義務とされた「障害者への合理的配慮の提供」について、周知に取組む。 	<p>1,927千円 (印刷製本費1,140、広告料787)</p>

(3) 相談窓口の運営【第10条・第11条】

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]																								
			今年度 当初予算額 [千円]																								
<p>【前年度の実施状況及び成果】 特定相談事業</p>	<p>県 (手をなぐ育成会へ委託)</p>	<p>(1) 「茨城県障害者差別相談室」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営体制：相談員3名体制 事業内容：電話、来所等による相談対応、必要な助言及び情報提供、関係者間の調整 <p>(各年度の相談件数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>141</td> <td>173</td> <td>112</td> <td>107</td> <td>84</td> <td>68</td> <td>107</td> <td>93</td> <td>81</td> <td>86</td> <td>76</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県政出前講座</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関等の事業者における合理的配慮の事例研修会等への講師派遣を実施 講師：県障害者差別相談室の相談員 事業者に対する派遣件数：8件 (R7) 	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	件数	141	173	112	107	84	68	107	93	81	86	76	<p>9,727千円 (委託料)</p>
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7																
件数	141	173	112	107	84	68	107	93	81	86	76																
<p>【今後の取組】 特定相談事業</p>	<p>県 (手をつなぐ育成会へ委託)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「茨城県障害者差別相談室」の運営を行い、電話等による相談対応、必要な助言及び情報提供、関係者間の調整業務を行う。 障害者差別解消法の改正を踏まえ、事業者の義務とされた「障害者への合理的配慮の提供」について、事業者からの相談に応じていくとともに、事業者における研修会への講師派遣を行う。 	<p>9,727千円 (委託料)</p>																								

4 その他

- 1 条例に関連する法令等の制定・改廃の動向
 - ・障害者差別解消法が改正され、事業所において、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることが、「努力義務」から「義務」へ改められた。※R3.6.4 公布、R6.4.1 施行
(障害者差別解消法 第8条第2項)
「事業者は、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」
 - ・法において差別の禁止が規定されているのは、国・地方公共団体等の行政機関及び民間事業者のみ。
- 2 国・県における施策の見直し等の動向
 - ・1の法改正の施行に先立ち、国において、合理的配慮の提供に関する相談窓口「つなぐ窓口」を設置（R5.10.16～R8.3.31 試行、R8.4.1 より常設）。
 - ・県においては、「茨城県障害者差別相談室」において、事業者からの「合理的配慮の提供」についての相談にも応じている。
- 3 条例の運用上の課題
なし
- 4 条例の改廃の必要性の有無
なし
- 5 その他
なし